

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

令和 8年 4月 1日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者		氏名： 八田 孝枝	職種： 看護師
イ 看護職員の勤務状況の把握等			
	(ア) 勤務時間	平均週 37.6 時間	(うち、時間外労働 1.8 時間)
	(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	☒ 勤務後の暦日の休日の確保 ☒ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 ☐ 16時間未満となる夜勤時間の設定 ☐ その他 (具体的に:)	
	(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ その他 (具体的に:)	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議		開催頻度: 12回／年 参加人数: 平均 16.3 人／回 参加職種 (医師、薬剤師、理学療法士、放射線技師、管理栄養士、検査技師、事務)	
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画		☒ 計画策定 ☒ 職員に対する計画の周知	
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開		☒ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法: 院内掲示板に掲示)	

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	☒ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	☒ 薬剤師 ☒ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) ☒ 臨床検査技師 ☐ 臨床工学技士 ☒ その他(職種 管理栄養士、事務)
ウ 看護補助者の配置	☒ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 ☒ 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	☒ 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	☒ 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	☐ 院内保育所 ☐ 夜間保育の実施 ☒ 夜勤の減免制度 ☐ 休日勤務の制限制度 ☐ 半日・時間単位休暇制度 ☒ 所定労働時間の短縮 ☐ 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	☒ 夜勤従事者の増員 ☐ 月の夜勤回数の上限定

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

① 交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交代、☒2交代、□変則2交代)

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

	1)夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注11)	2)夜間看護体制加算(急性期看護補助体制加算/地域包括医療病棟入院料注7)	3)看護職員夜間配置加算 (12対1配置1・16対1配置1(地域包括医療病棟入院料の注9を含む))	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注4／精神科救急・合併症入院料の注4)	6) 1)から5)のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	☒	☐	☐	☐	☐	☒
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	☒	☐	☐	☐	☐	☒
エ 暦日の休日の確保	☒	☐	☐	☐	☐	☒
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	☒	☐	☐	☐	☐	☒
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	(ア)過去1年間のシステムの運用	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
	(イ)部署間における業務標準化	(□)	(□)	(□)	(□)	(□)
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	☒			☐		☐
ク 看護補助者の夜間配置			☐			☐
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	☒	☐	☐	☐		☒
コ 夜間院内保育所の設置	☐	☐	☐	☐	☐	☐
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐	☐	☐	☐	☐	☐
該当項目数	(6)	()	()	()	()	
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	